社会保険労務士法人つむぎ

つむぎだより No,24

1、中小企業の賃金動向と今後の見通し

◆給与水準を引き上げた企業割合

コロナ禍で経営環境が厳しく、従業員の賃上げに二の足を踏む企業も多いところです。日本政策金融公庫が公表した「中小企業の雇用・賃金に関する調査」結果（調査時点2021年12月、有効回答数5,640社）によると、2021年12月の正社員の給与水準を前年から「上昇」させた企業割合は41.1％と、前回調査の31.2%から9.9ポイント上昇したそうです。ただし、コロナ禍前は給与水準上昇との回答が50%を超えていたことから、2年連続で半数を下回っている点が指摘されています。

◆正社員の給与水準上昇の背景

同調査では、「正社員の給与水準上昇の背景」も聞いています。「自社の業績が改善」との回答した企業割合が35.0%と最も高く、次いで「採用が困難だから」(19.3%)、「最低賃金の動向」(18.1%)、「同業他社の賃金動向」(10.3%)と続いています。

特に2021年は、「最低賃金の動向」による影響が前年度よりも増加しており、過去最大の上げ幅となった最低賃金の引上げが、影響を与えたことがわかる結果となりました。

◆他社との採用競争による見直し

2022年見通しをみると、給与水準を「上昇させる予定」と回答した企業割合は44.4%と、増加傾向にあります。コロナによる影響から持ち直している企業も増える中、すでに人手不足を訴える企業も増えています。人手不足は売上機会の逸失というリスクを生み、企業の経営上、影響は非常に大きいところです。今後、他社との人材獲得競争の観点から、給与水準の見直しを検討することも考えられるでしょう。

【日本政策金融公庫「中小企業の雇用・賃金に関する調査結果」】
https://www.jfc.go.jp/n/findings/pdf/tokubetu_220225.pdf

★お詫びと訂正★

2022年3月号でご案内の雇用保険料率に誤りがありました。お詫びして訂正します。
正しくは以下の通りです。

4月から：会社負担分　0.65％
　　　　　本人負担分　0.3 ％
10月から：会社負担分　0.85％
　　　　　本人負担分　0.5 ％

本年の労働保険　年度更新申告書作成の際にはご留意ください。

＝ダイエット報告＝

先月号のこのコラムで紹介したK氏のダイエットですが、期限日としていた3月15日で、なんと、目標体重をクリアしました。結果、私が焼肉を奢る羽目になりました！！（涙）

それはそれとして、目標を達成して気が抜けてしまったのか、K氏は新しい目標を立てることもなく、以前と同じように、スタッフと楽しくおやつなどをしておりました。そうすると、体重はまた増え始め‥‥あっという間に、1ヵ月の努力が…。

今回は焼肉でモチベーションをアップしましたが、この次からは、「自分との闘い」をしてもらおうと思っています。『今月のおすすめ本』のコラムで皆さんに勧めていますが、勧めるだけでなく、本人も脳と身体を鍛えてくれると信じています！！

ちなみに焼肉を食べに行くお店は、すでに決まっていますので、4月中には行こうと思っています。

（川東）

★2022年4月号

＝季節のコラム＝

桜のように豪奢ではないけれど、やはり春を知らせる花、木へんに春と書いて「椿」。その葉がつややかに光ることから、艶葉木(つやばき)→ツバキと呼ばれるようになったといいます。

18世紀にヨーロッパへもたらされてからは、オペラ『椿姫』や、シャネルのシンボル・フラワーとして、世界中で親しまれるようになりました。ちなみに、「カメリア」という呼び名は、持ち帰った修道士カメルの名からつけられました。

ところで、「椿寿(ちんじゅ)」は長寿のこと。これは、「大椿(だいちん)」という霊木のひと春が、俗世の八千年にあたる、というところからきています。

花の蜜を吸うメジロの黄緑色と椿の花の色が、春らしい華やかなコントラストを作ります。　　　　（鹿島）

2、「定期健康診断」の実施義務・受診義務

◆実施義務・受診義務

労働安全衛生法(以下、安衛法)において、事業者には「労働者に対し医師による健康診断を行う」こと、労働者は「原則として事業者が行う健康診断を受診すること」が義務付けられています。

◆対象者と実施時期・内容

対象者は「常時使用する労働者」ですが、パート・アルバイトの場合でも、1週間の労働時間数が社員の4分の3以上であれば、対象となります。

実施は「1年に1回、定期的に」。内容は、血圧測定、肝機能検査、血糖検査心電図検査など11項目です。

医師が必要でないと認めるときは一部検査が省略可能ですが、年齢等により機械的に省略するものではありませんのでご注意下さい。

◆定期健康診断の受診費用等

健診費用は、法で事業者に健診実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきとしています。

また、受診に要した時間の労働者の賃金は、「労使協議で定めるべきだが、事業者が支払うことが望ましい」とされており、事業者の負担となることが一般的です。

◆定期健康診断実施後

実施後は以下の対応が必要です。

- ・労働者に遅滞なく診断結果を通知する
- ・異常の所見があった労働者の健康保持のため、診断日から3か月以内に医師の意見を聞き、必要な措置を講ずる
- ・常時50人以上の労働者がいれば、遅滞なく、所轄労働基準監督署長に定期健康診断の結果を提出する
- ・診断結果は5年間保存する

従業員の健康は企業活動に直結するため、定期健康診断は必ず実施しましょう。

3、今月のおすすめ本

今月は「一流の頭脳」(サンマーク出版)をご紹介します。最近、忘れっぽいので、「これは、きっと脳を鍛えれば良いのでは」と思い、手に取ったのがこの本です。

脳を鍛えるには、パズルなどのいわゆる「脳トレ」は実はあまり効果がなく、一番効果があるのは「運動」だということで、実際の効果が様々なデータや根拠で示されており、説得力がありました。

運動を習慣づけると脳の機能が強化され、具体的には気分が晴れやかになり、不安やストレスが和らぎ、創造性を高め、集中力が増すとのことでした。

アインシュタインも自転車をこいでいるときに、相対性理論を思いついたそうです。

毎朝、大阪城の周りをウォーキングしていますが、脳への効果だけでなくダイエット効果も期待しつつ、継続していきたいと思います。

ぜひ、読んでみて下さい・・・というより、運動しましょう。　　　　（川端）

社会保険労務士法人つむぎ
〒540-0012
大阪市中央区谷町2丁目1番22号
フェアステージ大手前ビル7階
電話: 06-4397-3358
FAX: 06-4397-3359
Email：info@sr-tsumugi.or.jp
営業時間
平日　9:00～18:00
HP:https://sr-tsumugi.or.jp/